

全国消費実態調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である<u>全国消費実態統計</u>を作成するための調査（以下「<u>全国消費実態調査</u>」という。）の実施については、この省令の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である<u>全国消費実態調査</u>を作成するための調査（以下「<u>全国消費実態調査</u>」という。）の実施については、この省令の定めるところによる。</p>
<p>（統計調査員）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（統計調査員）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>6 市町村長は、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一備考第四号の規定により同表五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。次条において「<u>甲調査の統計調査員等に関する事務</u>」という。）を処理する場合において、<u>統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>7 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（甲調査の統計調査員等に関する事務の報告）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十条 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第四号の規定に</p>	

より甲調査の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとする。

(委託の報告)

第十一条 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第四号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務(いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。第十三条第一項において「甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。)を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者を使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

第十二条 (略)

(調査の方法及び期間)

第十三条 全国消費実態調査は、調査員(第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項において同じ。)又は統計法施行令別表第一備考第四号の規定により甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者を使用される者(同項において「民間事業者等」という。)が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

(新設)

(新設)

(統計調査員の身分を示す証票)

第十条 (略)

(調査の方法及び期間)

第十一条 全国消費実態調査は、調査員(第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十三条において同じ。)が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

2 (略)

(期間の変更)

第十四条 (略)

(報告の義務及び方法)

第十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第十六条 (略)

(結果の公表)

第十七条 (略)

(調査票等の保存)

第十八条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容(第七条第一項第六号に掲げる事項のうち、特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

2 (略)

(期間の変更)

第十二条 (略)

(報告の義務及び方法)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第十四条 (略)

(結果の公表)

第十五条 (略)

(調査票等の保存)

第十六条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容(第七条第一項第六号に掲げる事項のうち、特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

<p>1  この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>2  平成二十一年に実施する乙調査のうち第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第十三条の規定により保存されている調査票の内容（同規則第五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条、第九条及び第十二条から第十六条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十七条及び第十八条の規定を適用する。</p>	<p>この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p>
--	-------------------------------------

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>2  乙調査は、<u>第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項にあつては、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、総務大臣が、家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第十条第三項の規定により収集された家計調査の調査票から電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に転写された同規則第五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによつて行う。</u></p> <p>3  乙調査は、<u>第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項</u>については、<u>第十三条第一項の規定は適用しない。</u></p> <p>4  <u>附則第二項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十三条第三項の規定により申告された調査票の内容とみなす。</u></p>

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表（第三条関係）

法令名	条項
（略）	（略）
住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）	第十六条第三項及び第十七条
全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）	第十五条第三項（甲調査の報告に係る部分に限る。）及び第十六条（甲調査の提出に係る部分に限る。）
日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）	（略）
（略）	（略）

現 行

別表（第三条関係）

法令名	条項
（略）	（略）
住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）	第十六条第三項及び第十七条
（新設）	（新設）
日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）	（略）
（略）	（略）